

P T A 規 約

第一章 名 称

第一条 本会は大岡山小学校P T Aといい、事務局を同校内（東京都目黒区平町二丁目三番地一号）におく。

第二章 目 的

第二条 本会は学校、家庭、社会における児童の福祉を増進し学校の教育活動に協力し、あわせて会員相互の親睦と向上をはかる。

第三章 方 針

第三条 本会はいずれの政党宗派にかたよることなく、自主独立の性格を堅持し、他のいかなる団体の支配・統制干渉をも受けない。

第四条 本会は学校の教育活動には協力するが、学校の管理や教員の人事には干渉しない。

第四章 事 業

第五条 本会は第二章の目的を達成するため、左の事業を行う。

- 1 学校と家庭との教育提携の事業
- 2 会員相互の親睦及び研修事業
- 3 その他本会の目的達成に必要な事業

第五章 会 員

第六条 本会は左の者のうち入会に同意した会員で組織する。

- 1 大岡山小学校児童の保護者
- 2 大岡山小学校に勤務する教職員

第六章 会 計

第七条 本会に要する経費は会員の負担する会費・寄附・その他本会の事業による収益等をもってこれにあてる。

第八条 会費は一世帯（教職員を含む）について年額三千円とする。但し実行委員会及び定期総会の決議によって会費の増減・臨時費の徴収・会費の免除をすることができる。

第七章 役 員

第九条 本会は左の役員をおく。任期は一つの役職にて二年までとする。但し役員候補者がいない場合には三年目以降も継続することができる。

- 1 顧 問 一名
学校長がこれに当たり、各会議に出席して意見を述べることができる。
- 2 会 長 一名（P）
本会を代表し、会務を統理し各会の開会・閉会及び議事を司る。但し

部会はこの限りではない。

3 副会長 五名（P四名 T一名）
T一名は本校副校長とする。会長を助け会長事故のときは代行する。

4 書 記 三名（P二名 T一名）
総会・実行委員会・全委員会の議事並びに会の活動に関する事項を記録し、記録・通信・その他の書類を保管する。また会長の指示に従い会の庶務を行う。

5 会 計 三名（P二名 T一名）
会長の指示に従い本会財産収支の一切を司り、会計監査を経て定期総会に決算報告をする。

第十条 本会の役員・委員の選出については別に選挙規定を設ける。

第八章 総 会

第十一条 総会は本会の最高決議機関であって次のように開催する。

- 1 定期総会
年度当初に開催し、予算の決定・決算の承認・規約の改正・会務及び事業全般について決議する。
- 2 臨時総会
会員の三分の一以上又は、全委員会で必要と認めたととき開催する。
- 3 選挙総会
年度末までに開催し、新年度役員・会計監査委員及び各部部長をきめる。

第九章 実行委員会

第十二条 実行委員会は、役員・各部部長・副部長をもって構成する。

第十三条 実行委員会の任務は次の通りである。

- 1 総会で決定された事項の実行
- 2 各部によって立案された案件の審議決定
- 3 本会の予算案・規約改正案を作り、会費の増減・臨時費の徴収・会費の免除などをきめる。

第十四条 実行委員会は、会長の判断により原則として年四回以上開く。

第十章 部 会

第十五条 部会は左の通り構成し、主として次の事業を行う。

- 1 学年・候補者推薦部（P若干名及びT若干名）
 - 各部委員決めのとおりまとめ、役員及び委員の選挙、学校の環境整備等を行う。
- 2 校外部（P若干名及びT若干名）
 - 学区内の住区をはじめ地域の方との交流を図る。
- 3 防犯部（P若干名及びT若干名）
 - 児童の校外に於ける安全に関する活動をする。

- 4 成人保健部（P若干名及びT若干名）
- 会員の交流と向上のため、家庭教育学級等を企画する。
 - 運動会への協力を行う。
- 5 広報部（P若干名及びT若干名）
- 校内の活動に関する広報誌を発行する。

第十六条 部会には、それぞれ部長・副部長各一名から三名を置き、その任務は次の通りである。

- 1 部長 その部を統括し、部活動の責任者となる。選出については、第十条の規定による。
- 2 副部長 部長を助け部長事故のときは、代行する。各部委員が互選で決定する。

第十七条 本会の部に属する細則は各部で定め、会長の承認を得るものとする。その改廃も同じ。

第十一章 会計監査委員会

第十八条 会計監査委員会は会員より選出された二名の委員によって構成され、その年度のPTAの会計を監査し、次年度の定期総会に報告する。

第十二章 卒業対策委員会

第二十条 卒業対策委員会の構成と任務は次の通りとする。

- 1 委員は六年生の各学級及び学年・候補者推薦部副部長より選出する。
- 2 委員会の運営を補佐するため、六年生以外の各学級からも委員を選出することができる。
- 3 委員会は任務完了後解散するものとする。

第十三章 周年委員会

第二十一条 周年委員会の構成と任務は次の通りとする。

- 1 委員会は開校記念行事開催に向けて発足する。
- 2 委員は別途選出する。

祝賀会等の企画、開催にあたる。

- 3 記念行事開催に伴う費用は、PTA会費より積み立てたものを基に周年委員会が管理し、会計監査を経て実行委員会に決算報告をする。
- 4 委員会は任務完了後解散するものとする。

第十四章 決議

第二十二条 本会の決議はすべて出席者の過半数で決定する。同数のときは議長がきめる。

第十五章 年度

第二十三条 本会の年度は四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第十七章 附 則

第二十四条 本会は昭和二十二年六月一日結成

昭和三十九年	三月	規約一部改正実施
昭和四十三年	五月	規約一部改正実施
昭和四十四年	一月	規約一部改正実施
昭和四十六年	一月	規約一部改正実施
昭和四十九年	五月	規約一部改正実施
昭和五十五年	二月	規約一部改正実施
昭和五十八年	二月	規約一部改正実施
平成 元 年	二月	規約一部改正実施
平成 五 年	四月	規約一部改正実施
平成 十 年	五月	規約一部改正実施
平成 十一年	五月	規約一部改正実施
平成 十二年	五月	規約一部改正実施
平成 十四年	五月	規約一部改正実施
平成 十六年	五月	規約一部改正実施
平成 十八年	五月	規約一部改正実施
平成 二十年	四月	規約一部改正実施
平成二十一年	一月	規約一部改正実施
平成二十一年	四月	規約一部改正実施
平成二十二年	一月	規約一部改正実施
平成二十二年	六月	規約一部改正実施
平成二十二年	十二月	規約一部改正実施
平成二十六年	十二月	規約一部改正実施
平成二十九年	五月	規約一部改正実施
令和 元 年	五月	規約一部改訂実施
令和 二 年	七月	規約一部改訂実施
令和 三 年	六月	規約一部改訂実施
令和 五 年	三月	規約一部改訂実施
令和 六 年	三月	規約一部改訂実施
令和 七 年	六月	規約一部改訂実施

選 挙 規 定

第一章 総則

第一条 この規約は、P T A規約第十条に基づく役員及び委員の選挙に関する細則である。

第二条 役員・会計監査委員及び各部部長は総会において選挙で決める。尚、各部部長については選挙総会で決定しなかった場合は、各部委員が互選で決定する。

第三条 役員・会計監査委員及び各部部長候補者は左記の二種とする。

- 1 立候補者
- 2 推薦候補者

第二章 候補者推薦委員会

第四条 選挙を実施する際には、公正に期するために候補者推薦委員会を設ける。

- 1 候補者推薦委員会は役員・会計監査委員及び各部部長の選挙に関する事務を担当する。
- 2 候補者推薦委員会は学年・候補者推薦部より若干名選出された委員と、教員一名の委員をもって構成する。

第三章 選挙及び就任

第五条 候補者の公示と選挙は左記の通りとする。

- 1 候補者の公示は選挙総会の一週間前に行うものとする。
- 2 候補者の選挙は全会員の無記名投票により行うものとする。

第六条 対立候補のない場合は、選挙総会当日の信任投票による。但しこの場合は投票を省略して他の方法によることができる。

第四章 各部委員の選出

第七条 各部委員の選出については、全会員が互選で定め、本会の委員となる。

慶 弔 規 定

第一条 本会に慶弔規定を設け、内規を定める。内規は実行委員会において審議決定する。